

災害に関する授業料減免についてのお知らせ

県では、災害により損害を受けられた方々に対して、県立高等学校授業料減免制度を設けています。

申請手続きについては、石川県立工業高等学校事務室へお問い合わせください。
また、減免の開始月は、原則申請があった日の属する月の翌月となります。

高等学校等就学支援金の受給者は対象外です。同支援金は、授業料を実質的に無償とするものであり、約8割の生徒が受給しています。(4人世帯の場合、年収約910万円が支給の基準となります。今年度の支給については、現在審査中です。)

1 対象となる生徒

災害により損害を受けた世帯で、次のいずれかに該当する生徒

- (1) 保護者等が災害により国税の減免を受けた生徒
- (2) 保護者等が災害により県税の減免を受けた生徒
- (3) 家屋の流失、全壊又は半壊、全焼又は半焼及び床上浸水の被害を受けた生徒

(※ただし、前年の所得が1,000万円以下の世帯に限ります。)

2 申請手続

授業料減免申請書に、次の書類を添えて事務室へ提出してください。

- ①家庭状況調書(石川県立高等学校授業料減免規則別記様式第2号)
- ②減免の対象者であることを証明するに足る書類(以下のとおり)

減免の対象者	必要な証明書の種類
保護者が災害により国税の減免を受けた生徒	税務署長の証した減免証明書 市町長の証した所得証明書
保護者が災害により県税の減免を受けた生徒	県税事務所長又は市町長の証した減免証明書 市町長の証した所得証明書
家屋の流失、全壊又は半壊、全焼又は半焼及び床上浸水の被害を受けた生徒	市町長の証した被災証明書(罹災証明書でも可) 市町長の証した所得証明書

石川県立工業高等学校
電話番号 076-261-7156

授業料の減免についてのお知らせ

(新型コロナウイルス感染症が原因でない場合)

【減免の対象となる生徒】

就学支援金の支給対象とならなかった生徒のうち、

- ・主たる生計維持者が破産手続開始の決定を受けた世帯
- ・主たる生計維持者が雇用保険を受給している世帯又は同等の失業状態にある世帯
- ・保護者が、家屋の流失、全壊又は半壊、全焼又は半焼及び床上浸水の被害を受けて前年の所得金額が 1,000 万円以下の世帯

就学支援金の受給資格認定は、

- ・令和4年4月から令和4年6月分については、
令和3年度課税（令和2年中の所得）の保護者等の課税所得
- ・令和4年7月から翌年6月分については、
令和4年度課税（令和3年中の所得）の保護者等の課税所得
で確認することとなっています。

そのため、令和2年の途中や令和3年又は4年に入ってから、失業や破産、災害により家計が急変し、現在もその状態が続いていても、収入の減少が課税証明書等に反映されていないことから、就学支援金の支給対象とならない場合があります。

石川県では、経済的な事情により県立高等学校の授業料の納入が困難な生徒について、授業料を減免できる制度を設けています。**就学支援金の支給対象とならなかった生徒で授業料の納入が困難な生徒については、授業料を減免できる場合があります**ので、減免を希望される生徒は事務室までご相談ください。

※ 上記以外でも授業料の納入が困難な場合は、事務室までご相談ください。

石川県立工業高等学校

電話番号 076-261-7156